

## 甲斐市議会建設経済常任委員会会議録

1. 開催日時 平成25年2月18日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

---

### 出席委員（7名）

委員長	清水正二君	副委員長	藤田悟君
	八代静枝君		坂本一之君
	山本英俊君		藤原正夫君
	小浦宗光君		

### 欠席委員（なし）

### 傍聴議員（8名）

議長	河野勝彦君		斉藤芳夫君
	米山昇君		山本今朝雄君
	有泉庸一郎君		猪股尚彦君
	名取國士君		保坂芳子君

---

### 説明のため出席した者の職氏名

建設産業部長	花形保彦君	上下水道部長	猪股兼幸君
建設課長	米山徳彦君	都市計画課長	武川訓君
農林振興課長	今村親弘君	商工観光課長	花輪正純君
下水道課長	廣島眞君	上水道課長	飯沼覚君
建設総務係長	新海順一君	建設管理係長	長谷川秀明君
建設土木係長	小林信生君	建築開発指導係長	三沢宏君
まちづくり推進係長	丸山英資君	農林土木係長	寺島信君
商工労働係長	飯沼源治君	上水道総務係長	二宮仁君
施設管理係長	水川良一君		

---

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	金丸博	書記	小澤明
書記	興石文明	書記	松井恵美

開会 午後 1時25分

○書記（松井恵美君） 改めまして、皆さん、こんにちは。

これより建設経済常任委員会を開会いたします。

初めに、委員長よりごあいさつをいただきまして、引き続き委員長の進行により議事を進めさせていただきます。それでは、清水委員長よろしく願いいたします。

○委員長（清水正二君） 改めまして、こんにちは。ご苦労さまでございます。

きょうは朝から雪が降ったりして、また雨の中ですけれども、悪天候の中、各委員にはご参集いただきましてご苦労さまでございます。

先日は、ロシアのウラル地方のチェリヤビンスクに隕石が大気圏突入時には直径が15キロで7,000トンという、1秒間に18キロの速度というふうなことで、実に広島の実験爆の20倍のエネルギーを有しているということで、被害のほうも負傷者が1,200人ということと、また建物等に多大な被害をもたらしたということで、改めて自然と宇宙の脅威というものに驚くとともに、そういった事故に対してお見舞いを申し上げるところでございます。

また、国会においては、補正予算の13兆1,054億円の大型補正予算が衆議院を通過いたしまして、本日参議院で審議に入っているところでございますが、国交省の補正予算の総額が1兆8,801億円ということで、復興と防災対策公共事業関係は1兆1,658億円となっております。今後、また各自治体においても、対応に英知を傾けていかなければというふうに感じるところでございます。

本日は議題がちょっと多いわけですが、慎重審議の上、活発な意見をいただき、かつ円滑な進行にご協力いただきますようお願いをいたしまして、私のあいさつといたします。よろしく願いいたします。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより建設経済常任委員会を開会します。

本日の会議を開きます。

○委員長（清水正二君） 本日の委員会は、お手元に配付した次第のとおり進めたいと思います。

それでは、次第3の内容に入ります。

内容1、市道路線認定（予定）に係る現地視察についてを協議いたします。

本件については、現地視察を行う予定であります。また、1月29日に供用開始となりました市道大袋大久保線につきましても、視察を行いたいと思います。お手元の派遣計画（案）をごらん願います。

ここでお諮りいたします。お手元に配付した派遣計画（案）により委員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認めます。

よって、計画のとおり派遣することに決定しました。

なお、派遣承認申請は委員長において作成し、議長に提出したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、1について担当より説明を受けた後、現地へ移動したいと思います。

担当の説明をお願いいたします。

米山建設課長。

○建設課長（米山徳彦君） ご苦労さまでございます。

（1）市道路線認定（予定）に係る現地視察について説明をさせていただきます。

資料1ページでございます。

3月定例議会におきまして、市道認定4路線の認定について提案を予定しております。

今回の市道路線認定（予定）の件につきましては、市内の民間の宅地開発により新設された道路でありまして、市道認定視察用資料、箇所一覧表ですね、番号1の路線番号561、下冷久保宅造2号線から番号4の路線番号564、十二名宅造4号線までの4路線になります。

地区はすべて竜王地区でありまして、総延長138.00メートルであります。

2ページをお開きください。

認定路線視察順路を表示しました。本日現地視察は、篠原の路線番号562（認定）の山宮寺宅造1号線及び路線番号563（認定）の山宮寺宅造2号線、それから、玉川のほうへ南の

ほうへ下りまして、下冷久保宅造2号線、それから今度は北のほうへ上がりまして、富竹新田の十二名宅造4号線の4路線について現地視察をお願いするものであります。

なお、資料3ページ、それから4ページ3番の資料がありますが、この図面に位置、それから路線番号、路線名、それから延長、幅員を表記しました。

以上で市道路線認定（予定）に係る現地視察についての資料の説明は終了したいと思います。

詳細につきましては、現地で係長、私が説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

大袋大久保線について1つ落としましたので、部長より説明を受けたいと思います。  
花形部長。

○建設産業部長（花形保彦君） 大変ご苦労さまでございます。

路線認定の現場の後、引き続いて大袋大久保線、これは、旧敷島と旧双葉町のアクセス改善ということで道路整備を平成19年度から進めてまいりまして、このほど1月22日に完成し、1月29日の午後3時に供用開始をしております。ここは、延長約700メートルということで、車道部が7メートル、そして歩道部が2.5メートルで全体の幅員が9メートルということでございまして、総事業費が3億8,760万円をかけております。現場のほうは通るだけで、状況だけを確認してもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

質疑は現地視察の後、委員会室へ戻ってから行いたいと思います。  
ここで暫時休憩をいたします。

それでは、現地へ向かいますので、1階ロビーへ移動願います。

〔現地視察出発〕

休憩 午後 1時50分

再開 午後 3時03分

○委員長（清水正二君） それでは、会議を再開いたします。

現地視察ご苦労さまでした。

それでは、初めに、1、市道路線認定（予定）に係る現地視察について、質疑がありましたらお願いいたします。

また、質疑は、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

なお、傍聴議員の質疑は、さきの申し合わせのとおり、会派の割り当て人数により行います。質問は1問とし、再質問は1回までといたします。

それでは、委員の質疑をお受けいたします。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） 質疑がなければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、市道路線認定（予定）に係る現地視察については終了いたします。

次に、内容2、木造住宅耐震改修補助金の増額について、担当より説明をお願いいたします。

米山建設課長。

○建設課長（米山徳彦君） 次に、2の木造住宅の耐震改修補助金の増額につきまして説明させていただきます。

資料5ページになります。

経緯ですが、平成25年1月、国の緊急経済対策事業によりまして、木造住宅耐震改修事業費補助金を増額、上乘せして住宅の耐震化を進めることとなっております。本市においても上乘せ額は1戸当たり30万円で、国が7万5,000円、4分の1、県が15万円、2分の1、市が7万5,000円、4分の1を負担するものであります。

この緊急経済対策につきましては、国から県を通じまして今回限りの特例の措置として補助裏の地方公共団体が負担する分の75%、これが「地域の元気臨時交付金」として交付されるものであります。本市におきましても、3月の補正に平成25年度予算において計上予定の国の補助の該当事業を前倒ししまして補正予算に計上し、この元気臨時交付金の対象とするものであります。

2として、補助額ですが、1戸当たり現在の補助額です。一般世帯補助率2分の1、合計

ですが60万円、高齢者等の世帯は補助率3分の2、80万円。上乘せ後の補助額、上乘せ後は補助率の規定はありません。一般世帯が90万円が限度額、高齢者等の世帯が110万円の限度額となります。

例えば一般の世帯の住宅耐震工事におきまして、例えばですけれども、150万円の改修事業費の場合ですが、当然耐震診断の結果で耐震性が0.7未満ということになりますけれども、150万円改修費の2分の1ですから、これを2分の1にしますと75万円です。よって、60万円の限度額が従来の補助金で該当になります。そして、今回、その150万の改修費から先ほど言いました60万円の補助金を差し引きまして、そうすると90万円ということになりますので、30万円の限度額までの補助金が出るということで、補助金の合計は、この一般世帯の場合は90万円ということになるわけです。

3です。予算等の対応ですが、上乘せ事業の実施に伴いまして、甲斐市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱というのが制定されております。その一部改正と関係する予算の差額補正をお願いしまして計上するということをご予定しております。

なお、事業は24年度中の執行は当然困難でございますから、25年度に予算を繰り越しいたしまして実施していくというものでございます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 質疑がなければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

名取議員。

○議員（名取國士君） 24年度中が困難であるから25年に予算を繰り越すとありますけれども、25年度中分のだけですか、このあれは。ちょっとその辺を詳しく。

○委員長（清水正二君） 米山課長。

○建設課長（米山徳彦君） 臨時交付金の趣旨ですが、当然地域が元気になるということの経済対策もありまして、この24年度の、今国会審議中でございますけれども、その中で緊急的な経済対策を図る意味で24年度の補正、この3月の補正で対応してくれと。当初のほうへ盛るのではなくて、この3月の補正でということで限定づけられておりますので、対象になる

ものは手を挙げていると、こういうことです。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

ほかに傍聴議員の質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、木造住宅耐震改修補助金の増額についてを終了いたします。

次に、内容3、市営住宅使用料滞納整理事務処理要綱の制定の概要について、担当より説明をお願いいたします。

米山建設課長。

○建設課長（米山徳彦君） （3）になります。市営住宅使用料滞納整理事務処理要綱の制定の概要について説明させていただきます。

資料は6ページ、7ページであります。

趣旨ですが、制定の理由として、市営住宅使用料の滞納額が年々増加しております。法的措置を見据えた滞納整理事務を適切に処理するための要綱の制定が必要であります。

滞納状況等につきましては、平成23年度収納率現年分で91.38%、過年度分で12.11ということで、合計で68.46%です。ちなみに、山梨県平均の収納率はそこに書いてありませんが、現年度分が97.39、過年度分が8.17%ということです。全国の収納率ですが、都道府県の合計です。現年度分が98.64、過年度分が20.41と、こんなことで本市のほうについては収納率が上がっていないという状況です。

平成23年度滞納者数の金額ですが、現年度分が30人ということで378万7,300円、過年度分は23人ということで1,571万1,890円、計で53人、実質は37人、1,949万9,190円。このうち分納誓約が提出されている方につきましては35人、残り2人が呼び出しに応じず、滞納しているという状況であります。当然保証人にも話をしておりますが、なかなか進まないという状況であります。

それから、滞納金額の推移ですが、平成19年1,181万9,250円から年度ごとにふえまして、平成22年度は1,787万7,690円と。

県内12市の状況ですが、滞納整理事務処理要綱を23年度以前制定済みというところは、甲府市、富士吉田市ほかということで合計6市がもう制定しております。24年度中の制定は、都留市が1件ということで、これは12月1日現在ですが、24年度中に制定するというものです。検討中というのが4市ありまして、25年度以降制定予定が山梨市とか韮崎市、上野原市、

中央市。それから制定予定はないというのが、笛吹市がまだないということの回答を得ております。

要綱の作成の考え方ですが、①といたしまして、市営住宅使用料の滞納整理事務を適切に処理するためがまず1点ということです。

それから、通常行ってきた督促状、催告書及び最終納付催告書の送付規定の明確化。

3番として、法的措置ということで住宅の明け渡し請求等を行うためには必須のため、特に次の手続を明確にするためのものであります。

まず、1つとしては、督促状を、こういう整理簿があるわけですが、この要綱の中に、督促状を何回出したか。次に臨戸訪問による滞納整理をどれだけ行ったか。3番目として催告書をいつ、何回出したか。最終納付催告書をいつ出したか。訴訟対象者になぜ選定したか。以上が法的措置のための要綱作成の考え方でありまして。

要綱の概要に入る前に、市営住宅の使用料、通常言う家賃の滞納についてですが、これは国交省住宅局からも通達がありまして、公営住宅の家賃の徴収率の向上を図るということと、それで家賃の滞納を防止して家賃収入を確保し、入居者間の公平性を確保すること、公営住宅の管理の適正化の観点から、重要かつ喫緊の課題でありますということで、甲斐市としては、第2次行政改革大綱におきまして、健全な財政運営の確保の中で住宅使用料の収納率向上の項でありまして、平成27年度までの目標として現年度分は95%以上、過年度を合わせまして今は六十何%ありましたが、73.35%に目標値を設定しております。このため、分納計画の見直しを行う、到底何十年かかっても返せないというケースもあるんですが、その方々の多少なりとも金額を上げて今までの滞納分をお返し願いたいということと、また、悪質滞納者には法的措置の明け渡し請求、これを検討することとなっております。

市営住宅の滞納家賃の徴収業務につきましては、公営住宅の家賃は地方自治法の公の金ということで、公金ということで公の施設の使用料と整理されるものでありまして、地方自治法の第231条の3の規定によって地方税の滞納処分とする、公営住宅法に基づく事務手続と、そういうものによって行っております。今回、滞納整理事務処理を定めることによりまして、法的措置において明確にするための要綱を制定するものであります。

資料7ページの要綱の概要ですが、本日お配りしましたフロー、別紙の事務処理フロー及び裏面の資料等で説明をしたいと思います。

この要綱を作成しまして順次やっていくわけですが、市営住宅滞納整理事務処理フロー図ということで、滞納1カ月以上ということになると督促状の送付、これが納付期限の20日以

内に出します。滞納3カ月以上ということで、3カ月以上の長期滞納者に対しての催告書の送付。それから、滞納4カ月以上ということになると、催告期日までに納入しない滞納者は再催告書の送付をします。それから、連帯保証人への納付指導依頼書の送付も行うという形になります。

滞納6カ月以上になりますと、市営住宅滞納者の整理簿、これを作成して記入をするということになります。それで、市営住宅の使用料の滞納者来庁要請の通知を送付したり、生活保護者への指導もこの中でやっていくということです。当然左側の項目になると思います。無回答、例えば催告納付指導をやっても、当然分納納付の誓約書の提出を求めているんですが、それも提出しないというようなパターンになると思います。そういう方がいらっしゃいます。

滞納8カ月以上になりますと、最終納付催告書の送付をしまして、連帯保証人への納付の指導の再依頼書を送付します。これへも無回答、不履行ということになりますと、当然払ってもらえれば完納で終わるんですけども、滞納12カ月以上になりますと、訴訟対象者の選定ということで、別記1、これ裏面をちょっと見ていただけますか、要綱でこの基準を定めます。

別記1ということで、市営住宅明渡訴訟対象者選定基準ということで、趣旨は第1ということで、この基準は市営住宅使用料を長期にわたり滞納し、かつ滞納を積極的に解消しようとする意思の見受けられない者のうちから訴訟対象者を選定するに当たり、必要な事項を定めるというものであります。

訴訟対象者の選定ですが、第2として、滞納者のうち累計滞納月数が12カ月以上で、かつ次の各号のいずれかに該当する者を訴訟対象者に選定するという事です。(1)として、呼出指導、催告書の送付及び個別訪問等による納付指導にもかかわらず、滞納を続けている者。それから、(2)として、市営住宅使用料納付誓約書を提出したにもかかわらず、誓約に従って納付を行わない者。(3)として、今後も積極的に滞納解消に努力しようとする意思が見受けられない者、これが一応訴訟の対象の選定基準でございます。

特別の事由ということで、第3に書いてありまして、第2の規定に係る次の各号のいずれかに該当する者は訴訟対象としないことができるということで、1つとして、生活保護世帯である者、2として、本人または家族の疾病等に3カ月以上の療養のため多額の出費を余儀なくされると認められる者、次に、主たる生計維持者の死亡によりまして使用料の支払いが著しく困難であると認められる者、それから、(4)として、災害等、例えば交通事故とか

いろいろあると思うんですが、多額の出費を余儀なくされ、使用料の支払いが著しく困難である者、(5)として、その他やむを得ない特別な事由があると認められる者と、この方々については特別の事由ということの中で、訴訟の対象からは外れる場合があります。

また、もとのページ、フローのほうへ戻っていただきまして、ここをしっかりと定めたいということで我々つくっております。それでも、いずれ滞納12カ月以上からずっとして呼出状、通告状送付、それでもまだ無回答、ここで滞納額60万円以上と少額訴訟、滞納額60万以下というのがありますが、これが昨年、県の住宅供給公社が行っております、少額訴訟というのがございます。滞納額が60万以下で1回の審議で決定、判決が出るということの中で、できるだけこの少額の中でもう訴訟を起こすということになっておりまして、これには法的な措置、移行通知を出したり、債権の差し押さえの強制執行等については当然議案として提出しなければならない。それから、公正証書、少額訴訟による裁判所の給与債権差し押さえ及び有体動産の強制執行、査定申請等々があります。

それでも支払い能力なしという場合には、先ほど言った60万以上のほうとも同じなんですが、法的措置の移行の通知を送付いたしまして、市営住宅の明渡請求というのを送付します。連帯保証人へ連帯債務の履行請求書の通知を出して、それでもやはり不履行というときに訴訟の準備ということで、ここで当然今までの経過を全部説明しまして、議案を提出する、訴訟するということの中で出します。

即、和解とかいろいろありますけれども、当然それも不履行、履行とくるわけですが、一番下へいきまして、3つほどあります。家屋の引き渡し執行の申立申請ということで、これは強制執行、住宅の明け渡し完了ということになります。それから、給与債権の差し押さえ、取り立て命令の申請、強制執行、家賃に充当、それから有体動産があればいいんですが、差し押さえ、競売執行の申し立ての申請で強制執行、家賃に充当というような形で、法的な措置になるとこういう形になるということのフローでございます。

そんなことで、2名ほどしっかり納めていただかなければならない人がいるということでございますので、ご説明させていただきました。

以上でフローの説明を終わりますが、できるだけ臨戸訪問などで直接面談をしまして、滞納整理を精力的に行っていきたいと。それでも支払う意思がない場合におきましては、この要綱に基づきまして法的手段に進みたいと考えております。よろしくご審議をお願いします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

委員より質疑等ありましたらお願いいたします。

八代委員。

○委員（八代静枝君） 現在の滞納整理を、現在はだれがどんな方法でされているのか。そしてまた、今までに訴訟、法的に訴えたことはないのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（清水正二君） 米山課長。

○建設課長（米山徳彦君） 今現在の方法としては、納付催告をしまして、それでも応じないという方もいるんですが、一般的には話し合いをする場を設けまして、当然書いてもらうもの等々もあるんですが、ここで言いますと、訴訟の手前ですね、この分納誓約というのが滞納6カ月以上からちょっと下へ下がるとありますが、話し合いをして、私たちも入りまして、37人が滞納しています、実質は、35人の方は、じゃ家賃が5万円だとすれば、2万円ずつ余計に7万円ずつ支払いますと。過去の分を2万円ずつで精算していきたいと。今まで1万円だったんですが、今回は2万円お願いしますよという形で、そういう整理をさせてもらっています。

現年でおくれる方には催告をしたり通知を出して、当然納めていただきます。最終的に残った方々が三百何万という数字で出てきてしまったんですけれども、そういう形でやっております、あと、整理をして、どうしても言うことを聞かないということの中で今までも当然あったんですが、訴訟まではいっておりません。こういうものをしっかりつくって、議会にちゃんと説明をして説明責任を果たして、議会を通していただいて訴訟に移るということですから、過去はありません。よろしく願いいたします。

○委員長（清水正二君） 八代委員。

○委員（八代静枝君） ずっと職員が対応を全部しているということですね。

○委員長（清水正二君） 米山建設課長。

○建設課長（米山徳彦君） そのとおりです。職員が対応しております。

○委員（八代静枝君） はい、わかりました。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。はい。

坂本委員。

○委員（坂本一之君） 先ほど家賃は公金だということですから、税金と同じようなことかなと思うんですけれども、税金は滞納すると訴訟を起こさなくても差し押さえというのはできますよね。これを見ると、有体動産の差し押さえというのは、訴訟ができてからということ、その過程では差し押さえということ、例えば車を持っているとか、そういうことだと家

賃の場合はできないということでしょうか。

○委員長（清水正二君） 米山建設課長。

○建設課長（米山徳彦君） 坂本委員の言うとおり、有体動産等につきましては、税金とは違  
いまして使用料ということになりますので、法律上の規定の中で、即刻、そういう差し押さ  
えはできません。議会を通さないとできないことになっています。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） 今までどんどんふえていっているわけですがけれども、入居するときに  
連帯保証人を立てていますよね。この連帯保証人は立てかえるだけの能力があるとか、ある  
いは責務を負うということで連帯保証人についているわけなもので、ここの連帯保証人との  
交渉も少しは成果が出ているんですか。

○委員長（清水正二君） 米山建設課長。

○建設課長（米山徳彦君） 1つの例で言わせてもらいます。

連帯保証人さんと話も当然やっておりますが、この方については最初に家賃を納めていた  
のはお母さん、息子さんです。お母さんは亡くなりました。お母さんの兄弟衆、その人にし  
てみればおじさんかな、その人が保証人であると。だけれども、そのお母さんが亡くなった  
ことで、そのおいっ子に対しては私は保証しないよということで、そこまでお母さんはずっ  
としっかり納めてきました。息子さんになったら納めない。当然連帯保証人を呼びまして話  
をしましたら、自分の兄弟衆の分ならいいけれども、その息子たちは関係ないということで、  
連帯保証人を変更してくれということがありました。当然その変更手続をしていただいて、  
その弟さんなんですけれども、今、借りている人の弟さんなんです話をしたところ、じゃ、  
いいですよということの中で、当然お勤めもしておりますし所得もありますから、じゃ、よ  
ろしいだろうという当時の判断でやっておりました。しかし、その保証人もこれだけまっ  
てきますと、70万、80万になりますと納められないということで、保証人自体を辞退したい  
みたいなことを言っているんですが、私たちは連帯保証人であなとも納めてもらわなければ

困りますという話をしておりますけれども、そこでなかなか話が見つからないという状況で、お  
くれているという状況でございます。

1つ例を言いました。以上です。

○委員長（清水正二君） 齊藤議員。

○議員（齊藤芳夫君） 支払い能力が乏しくて、もう本当に困って困って払えない人もこの中  
にはいると思うんですよね。ただ数字の列記だけをすると、何かこの19年より前の数字はど  
のくらいなのか、私はちょっとわからないんですけども、恐らくずっと長くという方がいる  
んじゃないかなと私は思うんですよね。だから、それが非常に生活困窮者でうんと困ってい  
るというのであれば、これは基本的に根本から考える必要もあるかなという、例えば今の説  
明だと、ちょっと凶々しく居座っていてちっとも家賃を払ってくれないんだよという人のこ  
とのようにしか聞こえないんですけども、本当に困窮家庭というのは役所のほうである程度  
掌握できていると思うんですけども、その辺はどうですか。

○委員長（清水正二君） 米山建設課長。

○建設課長（米山徳彦君） 滞納の状況を調査させていただいて、AさんならAさんという人  
ですけれども、バブル期なり何なりに非常に所得があったと。会社なり何なりが倒産したと。  
すると、その前年所得に応じて計算されますよね。それで、その金額が1年間はずっとその  
金額になって、ほかへ勤めればいいんですけれども、勤めなければ次は所得がないから少な  
くなる。ただ、勤めをした。そうすると、その1年間は最高に近い金額、7万以上みたいな  
金額になってくるわけですよ。そういう金額が重なっている方もいらっしゃるんですけど、こ  
のときに払ってしまえばよかったんですけどもというのもあるんですけども、その方々と、  
相当多いものですからそういう話をして、できるだけ、先ほども言ったように1万円しか納  
めないよというのを2万円にしてくださいというようなことで何とかお願いをして、分納計  
画をつくっていただいて出していただくというのが現状で、議員の言うとおりに、確かに困っ  
ている方に対して手を差し伸べるのが行政でありますし、公営住宅の趣旨でありますから、  
ただ出ていけということではなくて、所得があつて払わないという方に対しては、こういう  
法的措置をとっていただくということになります。

○委員長（清水正二君） ほかに。

保坂議員。

○議員（保坂芳子君） 一番長い方で何年なんですか。

○委員長（清水正二君） 米山建設課長。

○建設課長（米山徳彦君） 4年ぐらいですね。

○委員長（清水正二君） 保坂議員。

○議員（保坂芳子君） やはり最初が肝心だと思うんですが、最初に払わなくなったその月と  
かってありますよね、必ず。ずっと最初から払わない人はいないので、払えなくなったとき  
かってありますよね。そのときにちゃんと、やっているのに申しわけないんですが、最初から  
行っていますか。

○委員長（清水正二君） 米山建設課長。

○建設課長（米山徳彦君） 当時の記録簿が残っておりまして、担当者が一生懸命やって、そ  
の市営住宅へ直接行って話もしております。ただ、納めていただけなかったという状況で、  
最初が一番肝心な話なんですけれども、やはりそこがうまくいかなかったという状況で、蓄  
積されてきたというのが現状でございます。

○委員長（清水正二君） ほかに質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、市営住宅使用料滞納整理事務処理要綱の制定の概要についてを終了いたします。

引き続き建設課関係のその他に入ります。

建設課よりその他報告等がありましたらお願いいたします。

米山建設課長。

○建設課長（米山徳彦君） その他でお願いします。

3月の議会に条例の一部改正、補正予算及び繰越明許費の補正等の提案を予定しておりま  
す。その概要を若干説明させていただきます。

まず、条例の一部改正でございますが、これは甲斐市の道路占用料の徴収条例の一部改正  
であります。これは、道路法の施行令というのが一部改正になりまして、道路に占用されて  
いるもの、できるもの等があるわけですが、太陽光発電設備とか風力発電の設備とか、そう  
いうような施設も道路に占用して置いてもいいよという道路施行令が改正になって、そうい  
うものができました。それを県にも相談をして、どうしますかというお話ししたところ、条  
例の改正はしなければならない。条文の号数が変わります。1号の次に2つ入れる、2号入  
れなさいということですから、今、うちのほうの徴収条例につきましては、その別表にその  
施行令第何条の何号というような形になっていますから、それが2号ずつ繰り下がるという  
ことになると全部変えなければならんということの中で、今回、別表の引用号数を2号ずつ

繰り下げる改正をお願いしたいと考えております。

なお、施行令の太陽光発電設備、それから風力発電設備の施設を占用させる料金を徴収するというのは、現在のところ計画していないというところでございます。

それから、補正予算であります、3つほど事業費について補正をお願いする考え方を持っております。

土木総務事業費につきましては、県から連絡がありまして、急傾斜地の崩落対策事業の中で敷島の前屋地区の県の事業としては4,000万の崩落対策があるんですが、国の補助の先ほど言った元気臨時交付金、これがつくことになりましたので、24年度事業の中でうちは10%の負担ですけれども、負担金として400万円を増額補正するものであります。

また、先ほど説明した木造耐震改修事業補助金につきましても、元気臨時交付金の対象となるということの中で、25年度分の計上分をそっくり持ってきまして1,932万円ですが、増額補正をします。国の補助を抜いた残りの75%と、市の持ち出しの75%ということで有利ですから増額補正をさせていただき、それから、道路新設改良事業につきましても、1つの工事ですが、道路改良工事が元気臨時交付金の対象になるということで、これも1,300万を増額補正する予定でございます。

次に、河川改修事業ですが、これも先ほどと同様のものでありまして、2つの水路改修事業があります。これにつきましても、元気臨時交付金の対象ということの中で3,830万円ほどですが、増額補正をする予定でございます。

それから、繰越明許費の補正につきまして説明をします。

土木総務事業の地震ハザードマップ、これは今年度作成するというので進んでおるわけですが、県が今年度行っている液状化のマップというものの見直しをしております。その見直し、情報と整合性を図るということの中で本市も進めておりまして、県の見直し作業が今のところおくれております。そんなことで、当然ハザードマップの原案、委託をしておりますけれども、3月下旬にはそれができると。ただ、印刷のほうにつきましては、そこから印刷はとてできませんので、全戸配布ということになりますから、400万の繰り越しをしたいということでございます。

それから、先ほど言った急傾斜地の崩落関係につきましても、それから木造耐震改修事業、全ての改修事業につきましても、前倒しの執行分で合計2,500万の繰り越しをお願いするものです。

次に、道路新設改良費につきましても、元気臨時交付金の1路線、道路改良工事はありま

すので、それをやっていきたいということと、一部、新町地区の道路改良工事なのですが、地権者との調整がずっとつきませんで、日数を、設計はできていたんですが、できないということの中で翌年まで繰り越して今、交渉しておりますので進めていきたいということで、これも繰り越してやりたいと、合計で水路関係で2,000万です。

それから、水路改修事業につきましては、増額補正予定の説明のとおりでして、元気臨時交付金の関係が2本ということでございます。

それで、台風6号が昨年ありまして、4号で大雨によって県道が陥没して、県道島上条絵見堂線の災害復旧工事を県が行っておりますけれども、水路改修分につきましては、委託工事費という中で県の施工がどうも本年5月に竣工、完成するというものですから、25年度に繰り越させていただいて、本市の県委託工事分の水路工事について繰り越しということをお願いしたいと思っております。

あと、敷島地区の一部排水路の関係もありますが、この地元からの区長さん方は要望をちゃんと出して、話し合いも済んで進んでおるんですけども、実際に設計をして現地で話をしたら、ここに水路を通すのはいかなものかというような話がちょっと出まして、その関係で設計を再度見直しをしまして、南側に下るところをもう少し上のほうの北側に同じだけの水路の延長を長くしまして、当然最終的にはやるんですけども、話をしましたら、地権者の皆さんの了解を得られましたので、この部分につきましても繰り越しをお願いしたいと、こういうことでございます。

何点か申し上げて申しわけありませんが、建設課に関する3月の補正等の説明です。

以上です。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

いずれも定例会の案件になりますので、質疑は省略いたします。

次に、委員より建設課関係で特にお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、質疑を終了いたします。

以上で、建設課関係のその他を終了いたします。

ここで暫時休憩とし、職員の入替えを行います。

休憩 午後 3時41分

再開 午後 3時45分

○委員長（清水正二君） それでは、会議を再開いたします。

次に内容4、塩崎駅周辺整備事業について、担当より説明をお願いいたします。

武川都市計画課長。

○都市計画課長（武川 訓君） どうもご苦労さまです。

塩崎駅周辺整備事業につきましてご説明をさせていただきます。

資料の8ページからになりますが、画面を使いまして、現在の状況、また今後の予定につきまして説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず、塩崎駅整備事業につきましては、既にご承知のとおり、図面の中心になりますこの部分ですね、駅の周辺、塩崎駅また南北駅前広場、市道新町山本線の整備の1つの事業と、こちらにあります北側の市道新町大袋線の歩道の設置、また、塩登橋の改修と歩道橋の設置の工事、あと、ここの県の甲府韮崎線の交差点改良に伴います双田線の歩道の設置と交差点の拡幅の工事があります。この3つの事業を塩崎の整備事業として現在行っております。

まず、この市道新町大袋線の塩登橋の橋梁工事とありますが、この工事につきましては、歩道を23年度に設置いたしまして、本年度、この塩登橋と歩道橋の設置の工事をやる予定でございますが、現在、歩道橋の橋梁の桁の工事を今発注したところでございます。これにつきましては、来年の9月以降に残りの工事、橋梁の設置の工事をし、25年度中にはここが仕上がる予定でございます。

また、双田線の関係につきましても、このバイパスから県の交差点のこの青い部分につきましては、現在工事をしておりまして、平成25年、今年の9月までに完成の予定でございます。この北側の青い部分につきましては25年中に発注の予定で、この双田線関係も25年度中には全部仕上がる予定でございます。

あと、この駅の周辺につきましては、これが計画図になりますが、駅周辺につきましては、まず、この駅舎とホームの上屋、屋根の部分ですけれども、これにつきましては、先般、施工協定を結びまして、現在、JRとの中で工程について打ち合わせをしている最中でございます。今の状況では、このホームの中にあります電線等、あと、信号線の工事を3月中から始める予定でございます。

あと、このアンダーガードの拡幅につきましては、近日中に設計協定を結びまして、おお

むね設計が7月か8月ごろ終了の予定でございますので、その後、施工協定を結びまして工事に入る予定でございます。

また、この南北の広場につきましては、現在のこの駅舎の関係の調整をしておりますので、これらの工程の調整が済み次第、北のほうから工事に入る予定でございます。

あと、この新町山本線でございますが、この線につきましては、この県の交差点部分、この部分は県が行いますので、この部分から用地を買いましたこの部分までですか、この部分までの工事を拡幅と境界壁の工事を3月中には発注の予定でございます。

おおむねこの駅前の概略につきまして今説明をさせていただきましたが、この詳細につきましては、この後、係長のほうから説明をさせていただきたいと思っております。

○委員長（清水正二君） 丸山係長。

○まちづくり推進係長（丸山英資君） 塩崎駅周辺整備事業計画の詳細的なものの説明をさせていただきます。

まず初めに、駅施設のホーム拡幅ですけれども、この上り線、下り線ともグレーの部分につきまして、電車の車両が3両分の幅員約4メートルのホームの拡幅と上屋を設置する位置であります。駅の改築につきましては、これまでの南側の駅、これまで北側については、階段から直接ホームへ進入しておりましたけれども、これまでの一般の利用者以外に来訪者の方がなかなか使い勝手が悪いという中で、北側にも駅施設的なものを整備いたします。このほか、これまでトイレが公民館の東側にあつて死角となっておりましたけれども、なるべく人目がつくところ、南側の今の駅舎の東側に設置を行いまして、同様に利便性の向上を図ることからも、北側にトイレを設置するものであります。

あわせて、今現在、塩崎駅につきましては、駅舎からの階段、またアンダーガードの下の架道橋のところからの階段で駅施設へ進入しておりますけれども、これでありましてバリアフリーができませんので、北、南ともスロープ等を設置することによって、体の不自由な方、また高齢者、荷物をお持ちの方の利便性の向上を図る進入となっております。

これまで課題となっておりましたアンダーガードにつきましては、JRとの協議により車の対面通過ができる構造となりまして、車道の拡幅、またあわせて歩道の設置を行うものであります。

このほか、北側の駅施設、北側のロータリー、南側のロータリー、それとこれまでの駐輪場は南側、あと北側に駐輪場整備を行います。このほか、アンダーガードの実現によりまして、このアンダーガードについてはボックス化を図ることから、今度、道路幅員が拡幅とな

るわけなんですけれども、この付近については通学路となっておりますので、ボックスを活用してこの部分を歩道橋のかわりに使うことによって、地域の方々、また通勤・通学者の安全性の確保のために歩道橋とした活用が新たな展開となります。

この駅の南側、北側につきましては、これまでコンセプト等をお示ししまして、今の段階、イメージ的なものが出ておりますけれども、南側の駅舎につきましては、明るい洋風なイメージをベースとした形で今現在設計に取り組んでいる状況であります。ちょっとここ、駅舎に車がとまっていますけれども、この計画はありません。一応階段から上れるような設計です。

北側につきましても、同様にこれまでアンダーガードからの進入でしたけれども、ある程度、施設的なものを形であらわすことによって利便性の向上を図ります。こちらが一応トイレの配置の予定であります。このイメージにつきましては、今、アンダーガードの位置的な基本的な設計を行っているものですので、今現在、このイメージだけとなっております。

今の駅舎につきましては、今後、外観とか意匠的な協議を進めてまいりますので、形だけのイメージになっております。

こちらが南側の駅施設であります。現在の位置のおおむね東側に駅舎を配置しまして、階段から直接改札口を通過して下りのホームへ行くパターンと、新たにスロープでこちらへ進入できることによって、車いすの方や高齢者、また荷物をお持ちの方などがこちらのスロープを使っていただけるような形となっております。

あわせて、今現在、通学路を子供たちが市道山本線を横断しておりますけれども、歩道を通っていく中で階段を上っていただいて、アンダーガードの上を通行していくことによって車とのすれ違いと完全なる分離の形態となります。

あと、逆に通勤者を、通学者もなんですけれども、西側の地域から来た方については、これまで階段をおりたりするんですけれども、この歩道橋を通過していただいて、直接ホームへ進入できる設計となっておりますので、慌てず、安心して駅の利用ができることが図られます。

北側です。北側につきましては、同様にこちらにスロープをつけることによって、上り線甲府方面のホームへ進入していただきます。一応これまでは直接階段から進入していたわけなんですけれども、南側から来る方は歩道を通って階段を上っていただいて、ここで切符を買っていただいてホームへ進入していただくような形となっております。

南側については、駅施設にトイレですね、北側についてもこちらにトイレを配置する計画であります。ホームの中の階段については、幅員が2メートル、スロープについては1.5メ

ートル、スロープについては8%以下の勾配の基準設計となっております。

次に、アンダーガードのイメージです。今現在、対面通行ができず、どちらかが待っていたくような形でちょっと見通しが悪い部分なんですけれども、ボックス化をすることによって対面通行ができる設計となっております。あわせて、歩道のボックスをつくることによって、完全に歩道と車道を分ける設計となっております。ボックスにつきましては、各上下線とも幅員が4メートルで、今現在の高さを保つことから一応高さが3.2メートルとなっております。歩道につきましては、幅員が2.5メートル、高さが2.5メートルの設計となっております。

今後のスケジュールでありますけれども、今現在、新駅舎とスロープのアンダーガードの位置等がおおむね決定しましたので、設計の最終調整となっております。あわせて、ことしの4月、一応駅舎、スロープ建築の着手を行い、どうしてもアンダーガードを並行してつくっていかねばなりませんので、26年の4月、新駅舎の供用開始ができれば、完成できる部分については順次、供用開始を考えております。

あわせて、本年からホームの拡幅、ホーム上屋の施工へ入ります。また、駅舎のこれまで示していた整備と今回のアンダーガードの詳細施工を並行で進めまして、アンダーガードについても25年の秋口ぐらいまでには着手できる予定になっております。今現在、まだ詳細設計ができておりませんので、ちょっと末日がはっきりと今示せれない状態なんですけれども、この設計によって今後、整備年度のほうを改めてお示ししていきたいと考えております。

駅広場につきましては、駅舎の整備とあわせた形で順次調整を図っております。できるところから着手して、早ければ27年度から最終的な調整を図っていく予定であります。

簡単ですけれども、以上で説明を終わります。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 今の説明の駅舎のホームの屋根のあれなんですけれども、屋根までついて、ホームの長さが今、説明だと3両分ということですか。当初は3両よりもっとホームを延ばすということを聞いていたんですけれども、そのところをちょっとお願いします。

○委員長（清水正二君） 武川都市計画課長。

○都市計画課長（武川 訓君） ホームにつきましては、現在、ここは6両分のホームがあります。そして、今回、整備の中では3両分に対しては屋根をかけるという計画になっており

ます。

○委員長（清水正二君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 今現在6両分を、当初、もっとホームを延長するということを入れてということを知ったんですけれども、もう6両分のホームの長さというのは確定というか、もうこれで終わりということですか。ホームの長さ。

○委員長（清水正二君） 武川都市計画課長。

○都市計画課長（武川 訓君） ホームの長さは6両分で、これは決まります。屋根部分は3両分でございます。

○委員長（清水正二君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） というのは、これはちょっとえらい要望というか質問とはなると、今さらどうこうじゃないんですけれども、どうせつくるんだったらということで、ある双葉地区のいろいろな人たちが、「かいじ」の竜王駅発着が2本あるわけですから、1本ぐらいは塩崎駅に持ってきてどうだということを、どうせつくるんだからということのを再三、何か市のほうにも要望書とかが行っているというんですけれども、そういう話は聞いたことがありますか。

○委員長（清水正二君） 武川都市計画課長。

○都市計画課長（武川 訓君） 今の「かいじ」の話は、ちょっとまだ聞いておりません。

○委員長（清水正二君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 北口のところに今、広場というか、駅舎とスロープがきて、黄色とホームの間の白いところに、このところに何か施設を今から考えるということなんですけれども、どんなふうな施設ということを考えていますか。

〔「白いところは駅舎。それで、緑ですか、緑っぽい、黄色っぽい、これはただの駅前の広場というか……」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 丸山係長が何かそんなことを、何か建物とかそういうのは考えていないですか。キヨスクとか何とかというのは駅舎のあれだけども、これ以外に。

○委員長（清水正二君） 丸山係長。

○まちづくり推進係長（丸山英資君） いま一度、ちょっとすみません、言葉足らずで。一応今回、この駅前広場につきましては、歩道部ですね、このグレーのところは屋根を設置する場所です。黄色い部分が屋根のかからない歩道部分となっておりますので、今現在、駅前広

場への施設整備という、何かを建てるという計画はございません。

〔「はい、わかりました」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ほかに質疑はございますか。

坂本委員。

○委員（坂本一之君） 丸山係長、これを詳細画面にしてもらえますか。

今度、アンダーパスができるようになったからいいんですけども、以前、アンダーパスがないということで、私が前から言わせてもらっていることなんですけれども、例えば南のほうから来た、ラザウォークのほうから来た人が甲府へ上り線に乗るには、北口へおりていくのが一番早いですよね。それか南口だったら、その中を通して、さっきのボックスの中を通して北口の上りのホームへ行くということですよ。確認ですけども。

○委員長（清水正二君） 丸山係長。

○まちづくり推進係長（丸山英資君） おっしゃるとおりです。南側はこれまでの駅舎の進入です。東京方面、甲府方面へ行く場合については、1度新たなアンダーガードの歩道橋を通して、階段を上っていただいて、駅施設へ入っていただく動線ですね。同様に北側についても、歩道を通った中で駅施設へ入る設計となっております。

○委員長（清水正二君） 坂本委員。

○委員（坂本一之君） それか、一気に甲府方面に行くのであれば、アンダーパスを通して北口でおろしてということですよ。

○委員長（清水正二君） 丸山係長。

○まちづくり推進係長（丸山英資君） おっしゃるとおりです。あくまでも渋滞解消を図りますので、これまで上りは北側しかありませんので、これまで南で集中していたものを上りの方は北側を利用させていただき、また、下り線を利用する方は南のロータリーを利用することで、車の分離を図ることによって渋滞解消を目的としております。

以上です。

○委員長（清水正二君） 坂本委員。

○委員（坂本一之君） もうここまでできてしまったらあれですけども、本来ならば、駅というのは必ず上下のホームを行ったり来たりするのが一番安全で無難だという形であると思います。そうしないと、南の人が北口へ行って乗せる、北口の人が南に行って乗せるというパターンが一番車で行けば多分早くなっちゃうので、それでどうかなと思うんですが、アンダーパスが今度広がったということで、それは解消できたのかなと思いますけれども、あと

1点。駅舎とあるんですけれども、無人駅は変わらないですよ。

○委員長（清水正二君） 武川都市計画課長。

○都市計画課長（武川 訓君） この無人駅は今の現状と変わらないということで、今、1人、6時ごろまでいるのかな、で対応するというところでございます。

○委員長（清水正二君） 坂本委員。

○委員（坂本一之君） そうすると、この駅舎というのは、スペースがどれだけかわからないんですけれども、立派になることはもちろんいいことで、西の玄関口ということで期待はしているんですけれども、この駅舎という中で、先ほど藤原委員からもありましたけれども、ただ自動販売機の要するに切符売り場があるだけになるのか、それとも何かできるようなスペースがあるのかというところが今後の課題かなという気がしますけれども、その辺はどう考えていますか。

○委員長（清水正二君） 丸山係長。

○まちづくり推進係長（丸山英資君） 駅舎につきましては、これまで同様に南側に配置されます。大きく変わった点というのは、これまではちょっと拡張されているんですけれども、直接、アンダーガードの歩道から階段を上って改札口だけで、入り口もやはり初めて来る方にはわからなかったということで、甲府方面に帰ろうとしたら、南側で待っていても電車が来なかったり、上り線に行けなかったというのが現実です。それを我々も、中の跨線橋とかいろいろ協議したんですけれども、やはり駅構内に跨線橋を整備すると、まさしくまたバリアフリーでエスカレーターとかエレベーター、また多額の費用がかかってしまうという中で、この特有の駅を活用させていただいてスロープを配置することで、今度はここに券売機をちゃんと整備を行って、直接ホームに入っていただく手法に変わったという内容です。

駅員さんについては、南側で集中監視を行っております。駅舎の中です。

○委員長（清水正二君） 坂本委員。

○委員（坂本一之君） 駅舎が南のほうは広いようなので、私が言っているのは、ただの待合だけで、例えばいすであるだけなのか、それとも何か、例えばイベントができるようなスペースがあるのかとかいうことの、有効活用できるようなスペースで駅舎というのを盛られているのかなというところを聞いているんですけれども。

○委員長（清水正二君） 丸山係長。

○まちづくり推進係長（丸山英資君） 駅施設でのイベントとかという、そういうスペースはありません。今回、駅舎については、最低必要限度の役務室と、あと、こちらのほうがちょ

っと書いていないですけれども、下り線の待合所となっております。これまでの待合所というのがアンダーガードのこの付近で狭い状態だったんですけれども、やはり改札口から近いところに待合所を整備するという形で、駅舎については役務室、こちらに待合所となっております。

北側につきましても、これまでやはりこの付近に狭いのがあったんですけれども、このところに待合所を整備するような形となっております。

あと、イベント等については、こちらの広場の部分で利用できるかなど。あえてこの駅の今回の施設については、そのようなスペースは設けられておりません。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ほかに質疑はございますか。

山本委員。

○委員（山本英俊君） 立派なものがここにできるわけなんですけれども、駐車場的なものがこの近辺にはないような気がするんですけれども、どこかそういうものを設けるような、例えば近いところですから、双葉の庁舎の一部をそういう駐車場にコインの形のようなものをつくるとか、そんなような考えがあるかどうか、ちょっとお尋ねいたします。

○委員長（清水正二君） 丸山係長。

○まちづくり推進係長（丸山英資君） 塩崎駅については、乗降客数がおおむね2,000人という部分とやはり特急がとまらないという部分、どちらかという通勤・通学の送迎駅に近いという部分になっています。実は、塩崎駅の北側の部分とか大分、民間の個人で経営されている駐車場が多くありますので、余り市が短時間駐車場を確保しても、なかなか利用者がいないのではないかという形の中で、今現在というのは南北の個人の方々の駐車場で利用者が利用している状況です。

あわせて、送迎については、まさしく南の広場、北のロータリーを活用していただく中で渋滞解消と利便性の向上を図る考えであります。

以上です。

○委員長（清水正二君） 山本委員。

○委員（山本英俊君） 今言ったように、これだけいい駅舎になってくると、また使う方たちもふえるかと思うんですよね。私の知り合いでも、南アルプスの辺から結構来ている方もいるようなので、そういう形で今言う、役場のあいたスペースをうまく利用して、高い金額で

はなくて、つくるような形ができたらいんじゃないかなと思うんですけども、その辺をもし、もうちょっと検討できるようでしたらお願いいたします。

○委員長（清水正二君） 武川都市計画課長。

○都市計画課長（武川 訓君） 今説明しましたように、送迎用にはこういうロータリーとかありますけれども、現在、公営駐輪場を設ける予定でございまして、この部分が今現在の駐輪場であります。この駐輪場の状況等を見ながら、この部分が市の土地でありますのでこの土地を、もしそういう駐車場が必要であればここを将来的にするかということで、ここは今のところ現在の駐輪場のままにしておく予定でございまして、もしそういう状況になったときにはここを、こちらの状況を見ながら、ここをそういう形にできるかなという考えもございまして。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

八代委員。

○委員（八代静枝君） 先ほど坂本委員のほうからのお話があったことなんですけれども、やはり駅舎のどんなものができるかというのは、いつごろ示されるんですか。駅舎の中のこう……。そして、ここはあくまでも竜王駅と違って、通勤・通学とかで特急がとまらないということなので、もちろん違うと思うんですけども、女性の人たちが今の竜王駅が非常に冷たい冷たいと言って不平を聞いているので、もっと温かいホットな駅にしていきたいのと、そして何かちょっとしたもの、何か飲み物を売る場所とか、そんなものも考えているのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（清水正二君） 武川都市計画課長。

○都市計画課長（武川 訓君） 駅舎のこの部分のこの中のこの形はもう変わりません。こちらと同じです。あと、ここに先ほど言いました待合所、こちらのこの部分も待合所になるということと、あと、自動販売機などのものにつきましては、この中か外のほうへ同じように設置をする予定でいます。今のところ、JRのほうでは。

○委員長（清水正二君） 八代委員。

○委員（八代静枝君） そうすると、自動販売機の設置だけを考えているということで、ほかにはもう何も考えていないということですね。

○委員長（清水正二君） 武川都市計画課長。

○都市計画課長（武川 訓君） 今のこの中ではもう考えておりません。設置する場所がない

と。

○委員長（清水正二君） ほかに質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続きまして、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

保坂議員。

○議員（保坂芳子君） 印象なんです、すごい立派なんです、何となく無人駅になるという、夜遅くですね。そうすると、例えばトイレが2カ所、今度新しくつくとか、スロープで結構長いのかなとか、階段はどのぐらいの数なのかな、確か今、上りのほうは結構急で、だけれども、結構すぐ上れるんですね。それがどのぐらいの階段の数だとかスロープの長さとかと考えると、エスカレーターもエレベーターもないわけですね、その辺とか何か見えないところが結構できるような気もするんですね。この見た感じが、立派な建物で、そういう防犯上とか何とか、そういうところは大丈夫なんですね。確信を持って大丈夫ですね。

○委員長（清水正二君） 丸山係長。

○まちづくり推進係長（丸山英資君） まず、今現在の階段の話ですけれども、南側から直接ダイレクトに飛び込めば、一步間違えればホームに落ちてしまうぐらい近接した位置にありますけれども、今度は設計基準に基づいて緩やかな階段、また平らな踊り場を擁した中での駅での利用ですね。同様にスロープについても、まさしく階段で上れない者を一定の勾配を保つことによって利便性の確保を図るものであります。

防犯対策につきましては、駅前広場を初め、駅とも防犯カメラを設置する予定です。今現在も塩崎駅については、竜王駅で防犯カメラで監視をして、竜王から施設を見ているわけなんですけれども、それとは別に新たにできる施設、また駅前広場に今現在は防犯カメラを設置する計画で検討を行っております。

以上です。

○委員長（清水正二君） 保坂議員。

○議員（保坂芳子君） もう一つなんです、北のほうのロータリーは結構それで大丈夫かなと、余り渋滞しないかなと思うんですが、南のほうのロータリーなんですけれども、この間も見ていたら、結構夕方、それから朝、あそこのロータリーはもう前の信号がありますよね、あそこでずらっとつながってしまうと両方ふさいじゃうんですね、ロータリーの入り口を

両方。そんなふうになる可能性が非常にあるので、かなり出口のところは右折ラインはつくりますよね、あそこね、右折は。だから大丈夫かと思うんですが、ちょっと心配な感じがするんですけども、その辺の見通しは大丈夫ですか。

○委員長（清水正二君） 当局の答弁。

武川都市計画課長。

○都市計画課長（武川 訓君） 今現在の南口のロータリーは仮のロータリーです。このロータリーはもうちょっと広がります。あと、北と南をそれぞれ分けますので、渋滞等につきましては、この新しくなったときにはそんなに、今、集中的に南に集まっていますけれども、北と南に分かれますので、そんなに渋滞はしないかなというふうに考えています。

○委員長（清水正二君） ほかに。

猪股議員。

○議員（猪俣尚彦君） 余り電車は乗っていないから詳しくないんですけども、これ、Suicaは使えるんですかね。

○委員長（清水正二君） 答弁を求めます。

武川都市計画課長。

○都市計画課長（武川 訓君） 今現在、Suicaは塩崎駅で使えますので、同じように使えます。

○委員長（清水正二君） 猪股議員。

○議員（猪俣尚彦君） 使えるということであれば、入り口がもし閉まってしまった場合、何かSuicaの関係で閉まってしまった場合、これはだれが対応するのかということと、それで、切符の自販機がありますよね、それ自体が故障した場合はだれが対応するのか、その辺はどうなんですか。

○委員長（清水正二君） 当局の答弁を求めます。

丸山係長。

○まちづくり推進係長（丸山英資君） この部分は以前、保坂議員からも申し出がありました。今の利用形態は、6時、夕方を過ぎますと無人駅になりますので、精算できない方については改札口にある乗車券という整理券をもらって最寄りの駅で支払う、入る場合ですね、予定です。

あと、Suicaの故障の場合については、JRにも問い合わせたんですけども、モラルの問題で、お金の入金はできないんですけども、支払いはできると。ですから、Su

i c aにお金を無人駅のとくに精算ができないということが不便なんですけれども、出ることは可能、また入ることも可能という内容です。よろしいでしょうか。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

〔「自動改札はないわけ」と呼ぶ者あり〕

○まちづくり推進係長（丸山英資君） 完全のS u i c aじゃないので、簡易S u i c aという形になっていますので、扉がないような状態ですから、半分モラルに、信用するしかないみたいな部分に、すみません。

○委員長（清水正二君） 丸山係長。

○まちづくり推進係長（丸山英資君） 入るときに、例えばS u i c aにチャージが……

〔発言する者あり〕

○まちづくり推進係長（丸山英資君） 今現在、時間が来ると券売機はとまります。別の乗車券みたいな精算券というのが出てきます。もしそれが壊れた場合については、一番最寄りでおおりるところで自己申告をしていただくそうです。もし紙がとれない場合でも、極端に言って本来の券売機があって、券売機も壊れています、そのほかに精算の乗ったことの証明の券も壊れている場合は、もう自己申告で一番おりたところで塩崎駅から乗りましたというシステムではそうです。

○委員長（清水正二君） ほかに質疑はございますか。

有泉議員。

○議員（有泉庸一郎君） 先ほど一番最初に説明していた、市道新町大塚線の塩登橋のところをちょっといいですか。あそこの塩登橋から中学校寄りのほうは整備された。それで、今度、新しくできる北口広場とそこに色を塗っていない部分があるじゃないですか、橋とのその間。その間の歩道の間隔というのはどういう間隔になっているんですか。今、青いペンキが塗ってあるわね。

〔「この部分についてですか」と呼ぶ者あり〕

○議員（有泉庸一郎君） そうそう、その部分。

○委員長（清水正二君） 答弁を求めます。

丸山係長。

○まちづくり推進係長（丸山英資君） 双葉地方から来た部分については、今度歩道が整備されて、今現在、歩道橋の整備を進め、連続性が保てることになりました。あと、こちらの新町大塚線については、大分これまでと同様に道路の幅員が広い部分がありますので、既設の

グリーンベルトですね、水路の上をグリーンベルトを活用して、今度は駅の歩道を活用してもらおうような計画となっております。

○委員長（清水正二君） 有泉議員。

○議員（有泉庸一郎君） そうすると、今、塩登橋は今度、歩道をつくって広がるわけですね。拡幅の道路幅の還元は、今、その水路の上に青いペンキが塗ってあるじゃないですか。それが歩道みたいな感じになっているんだよね。そこは変わらないということですか。その辺は、そうすれば、塩登橋だけそんなにえらく広げたって、無駄になっちゃうような気もしないでもないんだけど。

○委員長（清水正二君） 当局の答弁を求めます。

丸山係長。

○まちづくり推進係長（丸山英資君） 塩登橋につきましては、ご存じのとおり、今の既存の市道が約6メートルから7メートルあります。橋については、幅員が4メートルというボトルネックになっている状態ですね。ただ、そこで、我々も橋の診断等を行いながら、コストを抑えるためにその4メートルの横に約1.5メートルの歩道橋を接続しますので、道路といいますか、河川の上の車と歩行の幅というのは約5メートル50から6メートル確保されますので、ある程度前後の道路に連続性が持たれることとなりますから、接続については歩道橋を渡っていただければ、目の前がグリーンベルトで連続して流れるという部分がありますので、あえて極端に狭くなったり広くなったりという効果はないです。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ほかに傍聴議員の質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、塩崎駅周辺整備事業についてを終了いたします。

引き続き都市計画課関係のその他に入ります。

都市計画課よりその他報告等がありましたらお願いいたします。

武川都市計画課長。

○都市計画課長（武川 訓君） それでは、都市計画課から3月の補正につきましてご説明をさせていただきます。

都市計画総務費の塩崎駅周辺整備事業につきまして、国の24年度補正予算におけるの緊急

経済対策によりまして、現在、社会資本整備総合計画に位置づけられております塩崎駅周辺整備事業のうちのアンダーガードの拡幅事業に係る経費を25年度に予定しておりましたが、社会資本整備総合交付金の追加配分を受けましたので、今回、拡幅経費の一部を、約3億円になりますが、前倒しし補正を行う予定であります。

今回の補正につきましては、社会資本整備交付金以外の地方負担についても緊急経済対策として「地域の元気臨時交付金」が交付され、地方負担額のおおむねの8割が充当され、実質地方負担が抑制される有利なものとなっております。

以上が3月補正の内容でございます。よろしく願いをいたします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

定例会の案件になりますので、質疑は省略いたします。

次に、委員より都市計画課関係で特にお聞きしたいことがありましたら、お願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、質疑を終了いたします。

以上で都市計画課関係のその他を終了いたします。

ここで暫時休憩とし、職員の入替えを行います。

休憩 午後 4時28分

再開 午後 4時34分

○委員長（清水正二君） それでは、会議を再開いたします。

ここであらかじめ申し上げます。会議の時間が押しておりますけれども、5時を越える場合にはこのまま時間を延長して行いますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、次に内容5、（仮称）竜地公園施設整備の概要について、担当より説明をお願いいたします。

今村農林振興課長。

○農林振興課長（今村親弘君） それでは、よろしくお願ひしたいと思います。

（仮称）竜地公園施設整備の概要につきましてご説明を申し上げたいと思います。

委員会の資料13ページをごらんいただきたいと思います。

まず、事業の概要についてでございますが、これにつきましては、平成19年9月26日に甲斐市長と竜地早害対策期成同盟会との間で取り交わされました「市立双葉東小学校校庭拡張に伴う竜地溜池改修計画変更に関する覚書」によりまして、この覚書第3条でございますが、竜地東側から大袋バイパスまでの土地の取得事業に着手するというとされておりまして、この規定に基づきまして平成23年度に用地を買収いたしまして、所有権移転登記が完了したというところでございます。

また、この覚書の第4条に規定しております用地取得後、ため池の拡張工事を行うということにつきましては、竜地早害対策期成同盟会との協議によりまして、ため池の拡張の代替案ということの中で、地下水により縮小したため池の用水を確保するというところで了承を得たところでございまして、取得した用地の今後の土地利用につきましては、地域の憩いの場として公園整備を行うということで承諾を得たところでございます。

これを受けまして、整備内容につきましては、今年度詳細設計を行いまして、お手元の資料14ページでございますが、計画平面図がございます、このような形で計画を策定したものでございます。

それでは、整備内容につきましては、14ページの計画平面をごらんいただきながら説明をさせていただきますと思います。

まず、整備内容でございますが、全体の整備面積につきましては、6,300平方メートルでございます。

整備の概要といたしましては、そちらの資料につきましては、各整備工の順で書いてございますが、まず、グラウンド舗装工といたしましては、グラウンドと子供広場を整備ということとしております。このグラウンドにつきましては、約3,000平方メートルでございますが、こちらのグラウンドでございますが、グラウンドゴルフの標準コースがとれる面積を確保したところでございます。また、子供広場につきましては、面積460平方メートルを確保してございます。

建築施設工といたしましては、まず、トイレでございます。トイレにつきましては、男性用が小便器2、大便器1、女性用といたしましては大便器2、それから多目的用といたしまして大便器1ということで、合わせまして6基の便器のあるトイレを建築する予定でございます。また、災害時には下水道管に直結できます仮設トイレ、こちらにつきましては4カ所設置する構造とさせていただきます。そのほか、子供広場にはあずまやを設置いたし、

また、管理用具あるいは防災備品等を収納する倉庫を設置する計画でございます。

遊具施設工といたしましては、子供広場に複合遊具を1基、それからスプリング遊具3基の設置を予定しております。

サービス施設工といたしましては、子供広場に水飲みを設置いたしまして、グラウンドや子供広場にはベンチを9基、うち1基につきましては防災用のかまどベンチを設置することとしております。そのほか、公園の案内板あるいは時計などのサービス施設を設置する計画でございます。

園路広場工といたしましては、まず、駐車場でございます。駐車場につきましては約1,300平方メートルを確保いたしまして、43台分の駐車スペースを確保したところでございます。なお、東小学校の催しなどによりましてこの駐車場で不足する場合につきましては、グラウンドと駐車場の間の車どめを外していただければ、グラウンドも駐車場として利用ができるような計画となっているところでございます。

管理施設工といたしましては、外周フェンスあるいは車どめでございます。特に、大袋バイパスは通行が激しいものですから、グラウンド面のところにつきましては、高さ3メートルのフェンスを予定しているところでございます。

そのほか給水設備工あるいは電気設備工などを整備するものでございます。

また、そちらの概要にはちょっと載っていないわけでございますが、このほか植栽工といたしまして、グラウンド周辺には約4メートル部分につきまして芝張りを行い、あるいは高木につきましては、ため池側に太白桜、それからソメイヨシノを交互に9本植えるという形で植栽計画も立っているところでございます。

以上が整備内容でございますが、整備につきましては、25年度中に整備を完了いたしまして、平成26年4月には開園をしてみたいと考えております。

以上が（仮称）竜地公園の施設整備の概要でございます。よろしくお願いをしたいと思います。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

委員より質疑等ありましたらお願いいたします。

質疑ございませんか。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 今の説明で、大袋、島上条絵見堂線の部分につきまして一番細長いところではフェンスがずっとしてあるということであれなんですけれども、そうはいつでも、

この間は距離が長いので、1つくらい入り口というものは、常備入り口じゃなくても構わないんですけども、緊急、そんなようなところはどうか、真ん中ぐらいにはつけるというような考えはないですか。

○委員長（清水正二君） 今村農林振興課長。

○農林振興課長（今村親弘君） 先ほど説明させていただきましたように、大塚バイパス沿いには3メートルのフェンスをするということで計画をしておりますが、消防署用地側でございますが、こちらに4メートルの門扉をつけた中で大塚バイパスからも入れるような形では考えておるところでございます。

以上です。

○委員長（清水正二君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） これを見ますと、池側のほうに大木ということで桜を全部、太白桜、ソメイヨシノで一本置きとなるんだけど、消防署側と道路側にはベンチがあって、全然木がないんですけども。何でこんなことを言うかということ、敷島の防災公園でも、ベンチはあるんだけど、木がなくて大変日陰をとるのにも難しいということを知っているんですけども、グラウンドゴルフ専用にはなるわけですけども、その点どうですかね。南側の消防署側のところでも植えるということは考えていますか。

○委員長（清水正二君） 今村農林振興課長。

○農林振興課長（今村親弘君） 確かにこの図面を見ていただくとわかりますように、高木につきましてはため池側に9本、太白桜とソメイヨシノを交互に植えるということで9本、高木は植える予定でございます。基本的に、こちらのグラウンドにつきましては、サッカーあるいはキャッチボールあるいはグラウンドゴルフなどの球技等ができるような形で考えておりました、確かに日陰という形を考えれば、消防署側等に高木を植えればいいわけでございますが、やはり消防署側につきましては建築物等もございまして、こちらにつきましてはベンチだけを置いて、そこは当然芝生を4メートルぐらい植える予定でございますので、一応球技等をしている段階ではこちらでも休めるような形でということで、ベンチを2基置くような形で考えたところでございます。

以上です。

○委員長（清水正二君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） はい、わかりました。

子供広場には遊具が複合遊具とかあるんですけども、また今現状の、敷島防災公園のこ

とばかりここで引っ張り出すということはあれなんですけれども、大変今、あそこの防災公園で健康器具というのがありまして、かなり好評なんですよ。この公園にも、南側のほうの芝生が4メートルずっとあるわけですから、池側の西面は桜の木を何本かするというのであれば、南と西側の面ぐらいには健康器具なんかはどうですか。今、敷島防災公園であるんですけれども、かなり好評なので、多分このグラウンドゴルフあるいはサッカー、いろいろキャッチボール等する場合に、その準備運動などか体のほぐしなんかにも大変効果的じゃないかと思えますけれども。もしそのお考えがあったら、要望ではないですけれども、もし答えられたらお願いします。

○委員長（清水正二君） 当局の答弁をお願いします。

今村農林振興課長。

○農林振興課長（今村親弘君） 確かに防災公園あるいはドラゴンパークでも、やはり園路沿いには健康遊具が確かに設置してございます。ただ問題は、今回こちらの竜地公園につきましては、周囲路というものがございません。基本的にこちらの公園につきましては、あくまでもグラウンドをメインと公園というような形で整備をさせていただきましたので、周囲路がございませんので、その辺検討はしたんですけれども、設置につきましては今回見送ったという状況でございます。

○委員長（清水正二君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） グラウンドのクレイ舗装ってありますよね、書いてありますけれども、これについて詳しくよろしいでしょうか。

○委員長（清水正二君） 答弁を求めます。

寺島係長。

○農林土木係長（寺島 信君） 先ほどの藤原委員のほうから質問で、こちらの絵のほうにクレイ舗装という表示がしてありますが、主にクレイ舗装というのは、通常の学校のグラウンドと同じような形で、山砂を転圧していろいろな競技ができるような、ボールとかそういったものが転がりやすいような形のものです。その横にあります子供広場のほうには、ダスト舗装というふうに書いてありますが、これは、よく公園の子供広場みたいなところにやっているんですけれども、ビリというか、小石といっても最大2センチ5ミリぐらいの大きさのものなんですけれども、それを敷き詰めて、ある程度ばらけないように転圧した中で、滑りどめも兼ねた中での舗装ということで、一応2種類分けております。

以上です。

[発言する者あり]

○農林土木係長（寺島 信君） グラウンドの排水なんですけど、こちらの図面のほうに点線が書いてあると思うんですけども、ここのところにめくら暗渠、中に排水管を設置しまして、先ほど課長のほうから言ったように、イベントなんかで車が入ったりとかしてぬかっちはいけませんので、そちらも排水機能を充実させた中で、この排水管を設置するというような形になっております。

以上です。

○委員長（清水正二君） 答弁が終わりました。

坂本委員。

○委員（坂本一之君） このグラウンドの使用用途なんですけど、先ほどキャッチボールとかサッカーとかできるとかということなんですけれども、フェンスが3メートルの高さということなんですけれども、こっちバイパス側の道路で3メートルの高さというと、これよりも若干高いぐらいなのかな。どうなんですかね。球技までできるのか、ただ遊びでやってもらうということで考えていると思うんですけども、それを管理する人がいればいいんですけども、3メートルの高さでボールを使うものがどうなのかなという気がするんですけども。

○委員長（清水正二君） 今村農林振興課長。

○農林振興課長（今村親弘君） 私の説明がちょっとあれだったんですけども、あくまでも本当に小さいお子さんが遊べる、球技ということではなくて、本当にキャッチボールあるいはボールの蹴りっことか、そういう小さい子供さんが遊べるような状況を想定しているという状況でございます。

○委員長（清水正二君） 坂本委員。

○委員（坂本一之君） その辺はよく徹底をしたほうがいいかと思しますので、大きな子がバットを持ち出したりとかそんなようにすると、ボールなんか簡単に出てしまうと思しますので、やはりその辺は、使用用途の基準というのはある程度設けて徹底をしたほうがいいと思しますので、お願いいたします。

○委員長（清水正二君） 答弁は求めますか。

[「いいです」と呼ぶ者あり]

○委員長（清水正二君） いいですか、要望で。はい。

八代委員。

○委員（八代静枝君） ここには防犯カメラの設置はどのようになっているんでしょうか。ト

イレ等で何か問題が起きているということも聞いていますので、この公園内の防犯カメラの設置をちょっとお聞きしたい。

○委員長（清水正二君） 答弁を求めます。

今村農林振興課長。

○農林振興課長（今村親弘君） 今回この計画段階では、ちょっと防犯カメラまでは想定しておりません。

○委員長（清水正二君） 八代委員。

○委員（八代静枝君） あそこの総合会館の隣の公園で、敷島の防災公園ですか、あそこのトイレで何かそういうちょっとした事故というか事件みたいなものもあったということを知っていますので、今からいろいろどんな事件が起こるかわからないので、子供もここで遊べるようなところをつくるということなので、ぜひ防犯カメラの設置についてご検討をお願いしたいと思います。

○委員長（清水正二君） 答弁を求めますか。

八代委員。

○委員（八代静枝君） 要望をしたいと思います。

○委員長（清水正二君） 答弁はいいですか。

○委員（八代静枝君） では、それについてもしお答えいただければ。

○委員長（清水正二君） 答弁を求めます。

今村課長。

○農林振興課長（今村親弘君） 先ほど説明させていただきましたけれども、今現在ではちょっとその辺までは検討してございませんけれども、当然これを供用開始した段階で、そういうものも検証しながら対応策は検討していきたいと考えております。

○委員長（清水正二君） 小浦委員。

○委員（小浦宗光君） 平成23年度に土地を買収したときには、このような公園をつくるという説明は一切なくて、いずれ学校の駐車場等に使うかもしれないというような説明は聞いたような覚えがありますけれども、今回公園をつくるというような計画になったんですけれども、それは何か覚書の第4条とありますけれども、私たちは覚書というのを全然読んだことがないんですけれども、その3条とか4条とかありますけれども、この覚書というのを見せてもらうことはできるんですか。

○委員長（清水正二君） 今村課長。

○農林振興課長（今村親弘君） これは平成19年に締結した内容でございますので、当然お見せすることはできますけれども、どうしましょう、ちょっと朗読いたしましょうか。

○委員（小浦宗光君） ええ、お願いします。ほかにもこんなふうな約束があるのかどうか、確認したいと思えますけれども。じゃ、お願いします。

○委員長（清水正二君） 今、朗読しますか。

今村課長。

○農林振興課長（今村親弘君） それでは、朗読をさせていただきたいと思えます。

市立双葉東小学校校庭拡張に伴う竜地溜池改修計画変更に関する覚書。

甲斐市（以下甲という）と竜地旱害対策期成同盟会（以下乙という）とは、平成19年度において工事施工する竜地溜池の改修について、次の条項により覚書を交換する。

第1条、市立双葉東小学校の校庭拡幅に必要な用地について、乙、期成同盟会ですね、乙は溜池施設用地の西側の一部を使用することに同意する。面積等については別途提示ということでございます。

第2条、溜池の現状水量については、甲、甲斐市において確保をする。

第3条、関係地権者の協力を得て、こちらは先ほど説明いたしました内容でございますが、第3条でございます、関係地権者の協力を得て、甲斐市は平成20年度から溜池東側から大袋バイパスまでの土地の取得事業に着手する。

今、お話がございました第4条でございます。第4条、用地取得事業の完了後において、東側への溜池拡幅工事を甲斐市が行うこととする。

第5条、工事完了後の溜池施設の維持管理については甲斐市が行うこととする。

第6条、前各条に定める以外のその他事項については、甲斐市と期成同盟会で協議するものとするということで、この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙、記名押印の上、各自1通を保有するというので、平成19年9月26日で締結をしているものでございます。

以上でございます。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

小浦委員。

○委員（小浦宗光君） 結局、東小学校の校庭を拡幅するために竜地のため池を削って校庭に使ったから、いずれはその反対側のほうの土地を買っておいて、そして、本当はそこにため池を今度拡幅するというような約束があったということですね。だけれども、今回のこの場

合は拡張しなくてもいいから公園をつくって、それで、公園をつくれれば、これでもってこの約束は全部果たしたということになるわけですか。

○委員長（清水正二君） 今村課長。

○農林振興課長（今村親弘君） 先ほど朗読をさせていただきました覚書の4条で、用地取得後、東側へため池の拡張工事を甲斐市が行うという覚書になっているわけですが、ため池が縮小された分につきましては、当然ため池の拡張をするわけですが、今回協議の中で、ため池の拡張をするかわりに、その不足した分につきましては、地下水を用いた中で、要するに拡張したと同様にみなしてほしいという形の中で期成同盟会と協議をしたということで、少なくなったため池分の水量については地下水でいいよと。そのかわり、その用地を取得した土地利用についてはどういう形がいいかということの中で協議をさせていただいて、地域の憩いの場という形の中で公園整備という形で今回きたところでございます。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

〔「はい、結構です」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ほかに委員の質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続きまして、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

米山議員。

○議員（米山 昇君） 公園を整備するという経過は今お聞きしてわかったわけですが、農林振興課のほうでなぜこの公園を整備するのかということも、多分代替地ですか、ため池の代替地ということでやったので、それに関連して予算化するんだと思いますが、ただ、公園の条例等がありますが、市の公園、どのような位置づけ、例えば公園条例の中にこれは位置づけがされるのか、あるいはどういう位置づけで今後されていくのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○委員長（清水正二君） 今村課長。

○農林振興課長（今村親弘君） 今ご質問のとおり、この公園が整備をされた段階では、当然条例のほうへ位置づけたいと思います。この今後の維持管理につきましては、当然条例公園でございますので、現在公園管理をしている部署において適切な管理をしていくという形で今後進めたいと考えております。

○委員長（清水正二君） 米山議員。

○議員（米山 昇君） あともう一点、当然仕上がって、先ほどもグラウンドのところはグラウンドゴルフとか軽スポーツとかできるという、貸し出しもするという事ですので、貸し出し等の管理、スポーツ施設はほとんど教育委員会等で一括してやっておりますが、その辺はどんなような形で今後されていく予定なのか、お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（清水正二君） 今村課長。

○農林振興課長（今村親弘君） あくまでも、こちらにつきましては貸し出し施設という形ではございません。あくまでも公園の一部ということで、ドラゴンパークあるいは玉幡公園等がグラウンドゴルフの貸し出しを半日しているとかという形がございます。そのような形であくまでも半日単位で貸し出し等はしていきたいということで、詳細につきましては今後詰めていきますけれども、そんなような形では考えております。

○委員長（清水正二君） ほかに。

保坂議員。

○議員（保坂芳子君） 東小学校が実は今、駐車場がないわけですよ。それで、ここに43台分は、東小学校じゃないけれども、何かあった場合には使わせてもらえるというふうにも父兄の方たちは思っていると思うんですが、ここに車どめをとればグラウンドのほうも使えるという今お話があったんですが、大体、そういうことは考えてないんでしょうか。私たちはすごくそのことも今まで訴えてきましたし、駐車場をつくってもらいたい。ところが、周り全然売れないし、売ってもらえないみたいな感じで、このグラウンドの貸し出しとか、もちろん公園ですからそうなんです、せっぱ詰まって、本当に駐車場がないものですから、東小学校が、ぜひその点もお願いしたいところなんです、その辺考え方としてはどうなんでしょうか。

○委員長（清水正二君） 今村課長。

○農林振興課長（今村親弘君） 今ご質問ございましたとおり、やはり東小学校の催しの場合、駐車場がないということで今現在、苦労しているという状況もわかっております。

基本的に、今回この公園を整備する段階でも、既存の駐車場も最大限とれるような形で43台を確保しました。こちらに図面を見ていただければわかるように、グラウンドと駐車場の間に車どめがございます。通常はグラウンドという形の中で、公園の一部という形で利用はしていただくわけでございますが、東小等の催し物等があった場合については、こちらのグラウンドを駐車場としても利用できるような形で考えた計画が今回の計画でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（清水正二君） 保坂議員。

○議員（保坂芳子君） ここの、先ほど八代委員のほうから出たようにトイレのことなんですが、このイメージの写真は非常に、余り、何か申しわけない、何かちょっと防犯上何となく物置みたいな、ちょっとそういう感じがするんですが、実はこの大袋バイパスを挟んだ反対側に神社があるんですけれども、その辺の神社というのは、昔というかバイパスがなかったときには不審者が出る、そういうところだったんですよ。ですから、確かにこのバイパスができて、消防署もあるし、かなり治安的にはいろいろ悪いことはできないとは思いますが、ここのトイレに関しては、やはりそういったこともちょっと心配なので、やはり先ほど防犯カメラの話も出ましたけれども、やはり本当に安全な、見た感じも、これなら大丈夫だと言われるようなトイレの建設というのをぜひ考えてもらいたいなど、やはりこの防犯上のごことはすごく感じたのでお願いしたいと思いますが、よろしくお願いします。

○委員長（清水正二君） 今村課長。

○農林振興課長（今村親弘君） 今この図面上はイメージ図、大分暗い感じがいたしますが、トイレにつきましては、基本的な便器数は6つという形で決めてございます。トイレの建築につきましては、今後詳細設計は今から組みますので、明るく、安全性に富んだものにしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○委員長（清水正二君） ほかに傍聴議員の質疑はございますか。

[発言する者なし]

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、（仮称）竜地公園施設整備の概要についてを終了いたします。

引き続き農林振興課関係のその他に入ります。

農林振興課よりその他報告等がありましたらお願いいたします。

今村課長。

○農林振興課長（今村親弘君） それでは、農林振興課から3点につきまして説明をさせていただきます。

まず1点目でございますが、後沢ため池、通称矢木羽湖でございますが、このため池における転落事故についてでございます。

この事故につきましては、平成25年1月13日日曜日でございます。午後5時5分ごろ、敷島総合公園北側にあります後沢ため池、矢木羽湖でございますが、こちらにおきまして、高校生7人がトイレ北側に設置されております高さ1.1メートルのフェンスを乗り越えまして、

凍った水面で遊んでいたというところでございまして、甲府市内の1人の高校生が対岸に向かって氷の上を歩き始めまして、対岸の約5メートル手前まで進んだところで氷が割れたということで、水中に落ちたものでございます。友人の1人が119番通報をいたしまして、甲府地区消防本部が捜索をした結果、午後6時5分ごろ、深さ二、三メートルの水中で発見されたということでございますが、当時意識不明の重体となったという状況でございます。

施設の管理につきましては、立ち入り禁止あるいは氷が張ったことによるため池への立ち入り禁止等の看板等は設置をされておりましたけれども、この事故が発生いたしましたので県とも協議をいたしまして、事故後の対応といたしましては、親水施設がございますが、階段でおりていくところなんですけれども、そちらにつきましては、ロープによりまして当分立ち入り禁止という処置をとらせていただきました。

以上が1点目でございます。

それから、2点目につきましては、竜王赤坂地区活性化協議会が取り組んでおります辛じょうちゅう「大弐」でございます。この「大弐」につきましては、2月号の広報におきまして市民の皆様にお知らせをしたところでございますが、今回販売本数を1,500本という形の中で市内の9つの販売店におきまして、2月7日から予約販売を実施したところでございますが、2月9日にはすべて完売をされたという状況でございます。現在、しょうちゅうの製造でございますが、順調に進んでおりまして、2月末には完成する予定でございます。商品につきましては、3月18日から予約をされた販売店におきまして引きかえ券による引きかえを行うこととなっております。

今後につきましては、今回購入をしていただきました皆様にアンケート調査などを行いまして、味あるいは価格など市民の皆様の意向を把握した中で今後の事業展開を検討していきたいと考えているところでございます。

なお、あした19日午後6時15分からの「UTYニュースの星」でございますが、こちらにおきましては、先日、「大弐」につきましての取材が行われましたので、あすの6時15分から放映される予定でございますので、よろしかったらごらんをいただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

3点目でございますが、3月の補正予算についてでございます。

国の緊急経済対策によりまして各種事業を前倒しして対応することによりまして、新たに創設されます「地域の元気臨時交付金」、これは一般財源の約75%が充当されるということでございますが、これを受けることができますので、事業の前倒しによりまして一般財源の

抑制が図られるということの中から、25年度予定をしております事業を3月補正によりまして対応することでございます。

内容につきましては、社会資本整備総合交付金を活用して整備をいたします、先ほど説明をさせていただきましたが、(仮称)竜地公園の整備事業費、それから農業基盤整備促進事業によります土地改良事業でございます。こちら合わせまして1億9,300万円を増額する予定でございます。

また、土地改良施設の耐震対策、今、必要性によりまして、事業費が10分の10でございますが、震災対策農業水利施設整備事業ということの事業の採択を受けまして、ため池等の調査設計事務といたしまして3,675万円を、また県営土地改良事業の事業費の増額によります負担金2,570万円をそれぞれ増額をお願いする予定でございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

なお、補正に伴いまして同時に繰越明許の手続を行う予定でございますので、あわせてよろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○委員長(清水正二君) 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

なお、補正予算については定例会の案件になりますので、質疑を省略いたします。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(清水正二君) なければ、委員の質疑を終了いたします。

続きまして、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長(清水正二君) なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

次に、委員より農林振興課関係で特にお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長(清水正二君) なければ、質疑を終了いたします。

以上で、農林振興課関係のその他を終了いたします。

ここで暫時休憩とし、職員の入替えを行います。

休憩 午後 5時10分

再開 午後 5時11分

○委員長（清水正二君） それでは、会議を再開いたします。

次に、内容6、甲斐市地域振興基金条例の一部改正の概要について、担当より説明をお願いいたします。

花輪商工観光課長。

○商工観光課長（花輪正純君） ご苦労さまです。

それでは、商工観光課のほうから地域振興基金条例の一部改正の概要についてご説明いたします。

資料15ページをお願いいたします。

この件につきましては、昨年の10月4日の建設経済常任委員会でご説明いたしました内容で、地方競馬のジョイホース双葉場外馬券売り場の設置につきまして、管理施行者の神奈川県川崎競馬組合と施設会社であります山梨北開発興業株式会社から設置計画について改めて協議がありました。

市といたしましては、これまでの経緯や昨年12月27日オープンいたしましたオートレース双葉の開設後、周辺環境や治安の維持について課題や問題点はなく、地元の住民も同意していることから、先月22日付で川崎競馬組合と場外馬券の売り場に関する協定書を締結いたしました。

15ページの一番右側のほうをお願いいたします。

現在営業しております競輪、競艇、オートレースの施設の1階部分を改良しまして、地方競馬の場外馬券売り場を設置する計画であります。所轄の官庁は農林水産省、場外馬券売り場の営業内容につきましては、1日延べ300人、発売窓口数が7窓口、発売日数は270日、1日の売り上げ目標が300万、地方競馬の場外売り場のオープン予定は4月14日となっております。

この地方競馬のジョイホース双葉場外馬券売り場の設置に伴いまして、場外馬券売り場の売り上げの0.5%が環境整備協力費として市に支払われ、諸収入を地域振興基金に積み立てるために基金の一部改正を3月定例議会のほうへ提案する予定でありますので、よろしくお

願いいたします。

以上です。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

藤田副委員長。

○委員（藤田 悟君） 0.5%ということなのですが、金額的にはどのくらいを予定しておりますか。

○委員長（清水正二君） 花輪課長。

○商工観光課長（花輪正純君） 4月からのオープンということで、来年度、25年度の当初予算の見込み額ですが、年間400万を予定しております。

○委員長（清水正二君） 藤田副委員長。

○委員（藤田 悟君） 発売日数が270日ということで、ほかより大分少ないんですが、これはどういったことによるんでしょうか。

○委員長（清水正二君） 花輪課長。

○商工観光課長（花輪正純君） 日数につきましては、他の競技と違いまして、土日を除いた日数という予定をしております。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続きまして、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

ありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、甲斐市地域振興基金条例の一部改正の概要についてを終了いたします。

引き続き商工観光課関係のその他に入ります。

商工観光課よりその他報告等がありましたらお願いいたします。

花輪商工観光課長。

○商工観光課長（花輪正純君） 商工観光課のほうから、3月補正の予定についてお話しいたします。

5 款の労働費ですが、市民保養所委託事業の委託先であります海の家、山の家の委託経費が確定しましたので、執行残額を減額補正する予定です。

また、13 款の諸支出金になりますが、この地域振興基金の積立金につきましては、サテライト双葉、ボート、オートレース等若干諸収入が増額となりますので、基金の積み立ても増額補正をする予定でいます。よろしくお願ひします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

定例会の案件になりますので、質疑は省略いたします。

次に、委員より商工観光課関係で特にお聞きしたいことがありましたらお願ひいたします。

何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、質疑を終了いたします。

以上で、商工観光課関係のその他を終了いたします。

ここで暫時休憩とし、職員の入れかえを行います。

休憩 午後 5 時 1 8 分

再開 午後 5 時 1 9 分

○委員長（清水正二君） 会議を再開いたします。

次第にはありませんが、ここで上下水道部のその他報告を行います。

初めに、上水道課より報告がありますので、説明を受けたいと思います。

飯沼上水道課長。

○上水道課長（飯沼 覚君） ご苦労さまでございます。

それでは、上水道課のほうから 4 点ほどございますが、報告させていただきます。

まず、3 月補正についてでございますが、水道事業会計の中で補正予算を予定してございます。先ほどの都市計画課のほうで説明があったかと思いますが、社会資本整備総合交付金によります塩崎駅周辺整備事業に係ります新町山本線の配水管布設工事、これに係る経費をお願ひするものでございます。

あと、簡易水道事業特別会計の補正予算、これもお願ひするところでございますが、一般管理費の減額をお願ひするものでございます。内訳としましては、委託料と工事請負費の入

札差金によります不用額を減額するものでございます。

2点目でございますが、水道料金収納等業務委託についてでございますが、現在の契約が平成20年4月からことし3月31日で終了するというに伴いまして、新規に業者を選定する必要があったということで、プロポーザル方式によりまして業者選定をいたしました。結果ですが、現在の受託業者、フジ地中情報に引き続きお願いするということになりましたのでご報告させていただきます。

3点目でございます。水道審議会についてでございます。甲斐市の水道ビジョンに基づきまして、水道審議会を昨年の12月ですが立ち上げまして、適正な水道料金についてということで諮問いたしまして、現在審議をいただいているところでございます。

あと、4点目でございますが、「龍王源水」でございます。在庫切れでございましたけれども、1月23日から販売を再開いたしました。1,000ケース2万4,000本を製造いたしまして、今回ラベルをちょっと一回り大きくさせていただきまして、近くホームページのほうも更新いたしますけれども、引き続きご用命いただきますようお願いいたします。

以上4点、報告させていただきました。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

補正予算、定例会案件以外で委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

次に、委員より上水道課関係で特にお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、質疑を終了いたします。

以上で、上水道課関係のその他を終了いたします。

引き続き下水道課のその他の報告を行います。

広島下水道課長。

○下水道課長（広島 眞君） 2点ございます。

1点目につきましては、9月の定例議会で猪股議員より一般質問を受けました、下水道の未接続世帯の対応の部分でお話をしたいと思います。

去年10月から12月20日まで、140世帯を下水道課の職員で回らせていただきまして、玉川地区の140世帯でございますけれども、補助がたくさんないのか、あるいは経済的に厳しいというご指摘も受けております。

そこで、甲斐市のほうではいろいろな補助金等はできませんけれども、今ある融資あっせん制度の要項を持っております。これを少しでも皆様に幅広くご利用できるような体制で今回、要項の見直しの手続きをとっております。この融資あっせん制度の要項におきましては、現有のものが供用開始後1年以内とした者が融資あっせん制度が受けられる。供用開始というのは下水の本管を道路へ布設しまして、それから供用開始が大体4月1日から、そうしますと、次の年の1年間の人は融資あっせん制度が受けられると。これをまず5年に延ばそうということを考えております。5年にしますと、大分後ろの方まで、5年前の方も対象になるといったことで、まず、供用開始後1年を5年にしたい。

それから、その1年を5年にするに当たっては、今、平成25年ですので、平成20年まで。そうすると、20年以前の人たちも時限立法的に全部フリーにして、3年間をフリーにして融資あっせん制度をやっ払いこうということも考えております。

それから、今までは賃貸のアパート等は融資あっせん制度から外されておりました。これをアパート等も賃貸の部分も融資あっせん制度に幅広くしようと。

それから、返済期間です。今までは3年間の返済期間だったものを、これを5年間に延ばそうということで、融資ができる銀行等に話をしたところ、それは構いませんよと、要項等があれば構いませんということで、この融資あっせん制度の要項をちょっと見直した中で手続きを今進めております。これが下水道の接続率の向上につながるということで、これを4月から施行したいというようなことで、また広報等でお知らせをしながら、接続率の向上を目指し行っていきたいと考えております。

また、2つ目は、3月定例議会において下水道特別会計の補正予算を考えております。歳入歳出減額ということで、消費税の確定、それから流域下水道の建設費負担金の減額、それに伴う公債費の減といったところで約2,000万ほどの減額をお願いするものであります。

以上であります。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

補正予算については、定例会案件ですので質疑を省略いたします。

それ以外で委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

次に、委員より下水道課関係で特にお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、質疑を終了いたします。

以上で、下水道課関係のその他を終了いたします。

引き続き7番のその他に入ります。

委員からその他何かありましたらお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、次に事務局から何かありましたらお願いいたします。

松井書記。

○書記（松井恵美君） お疲れさまでございます。

次回建設経済常任委員会の予定でございますが、来週になります。2月27日水曜日の午後1時30分から道路整備計画の説明がありますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（清水正二君） 次回建設経済常任委員会の開催を翌週の2月27日午後1時半から行います。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

これもちまして、建設経済常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 5時29分